

## 地域公共交通網形成計画策定の目的

### 1 経過

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律が施行  
⇒ 地域公共交通の現状・問題点・課題の整理を踏まえ、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に地域公共交通網形成計画を策定することとなった。

### 2 計画の策定目的及び概要

#### (1) 策定目的

高齢社会が進展するなか、自家用車の利用に依存することなく、公共交通等の各交通手段が連携した適切な役割分担のもと、本市の実情に応じた多様な交通手段について、関係機関等と連携を図り、持続可能な交通社会と活力ある都市の実現を目指すことを目的とする。

#### (2) 概要

市域全体を対象とした、総合的な公共交通ネットワークを再構築し、また、地域特性に応じた多様な交通手段の組合せにより、持続可能な公共交通ネットワークの形成を図る。

### 3 計画の位置付け

- ・「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン」としての役割
- ・本市の上位計画、「第五次寝屋川市総合計画 後期基本計画」  
「寝屋川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」  
「寝屋川市都市計画マスタープラン」  
「寝屋川市人口ビジョン」
- ・今後、策定予定の「立地適正化計画」、「公共施設等総合管理計画」等と整合を図る。

